

## 就業資格取得支援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、厳しい雇用情勢に置かれている求職者の就業機会の拡大を図るため、就業につなげる為の資格等を取得した者に対し、就業資格取得支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「求職者」とは、公共職業安定所を通じた求職活動を行っている者をいう。ただし、正規雇用労働者（別表1に定める要件にすべて該当する労働者）は除く。

2 この要綱において「資格」とは、就業機会の拡大に資する資格又は免許で、町長が適当であると認めるものをいう。ただし、普通自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許及び原動機付自転車免許など、一般的に認められないものは除く。

3 この要綱において、「研修」とは、資格を取得するために学習することをいう。

### (交付対象者)

第3条 助成金交付の対象となる求職者（以下「対象者」という。）は、申請時において次に掲げる要件のすべてを満たす者又は町長が特に認めた者とする。

- (1) 熊取町内に住所を有する者
- (2) 就職を希望している者
- (3) 就労支援コーディネーターによる就労支援相談を完了している者
- (4) 研修に係る受講料等の支払いを行った者
- (5) 町税等を完納している者

### (対象経費)

第4条 助成金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、資格の取得に要した経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 研修の受講料（教材費含む。）
- (2) 受験料
- (3) 資格の登録料

2 前項に掲げる対象経費は、資格等取得の日から遡って1年以内のものに限る。

### (交付額等)

第5条 助成金の交付額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額と3万円とを比較して

いずれかの低い方の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、対象者1人につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者は、就業資格取得支援助成金交付申請書兼修了報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、研修を修了した日の翌日から起算して3か月以内に町長に申請しなければならない。

- (1) 研修の概要を記した書類の写し
- (2) 受講料等の領収書の写し
- (3) 修了証明書等の写し
- (4) 運転免許証等身分を証明するものの写し
- (5) 町税等完納を証明する書類
- (6) ハローワークカードの写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、就業資格取得支援助成金交付決定通知書(様式第2号)により対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 助成金の交付決定を受けた対象者は、就業資格取得支援助成金交付請求書(様式第3号)により町長に助成金の交付請求をするものとする。

(様式)

第9条 様式について必要な事項は、別表2に定めるところによる。

(施行細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表1

正規雇用労働者 (すべてに該当する 労働者のこと)	1. 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。 2. 派遣労働者として雇用されている者でないこと。 3. 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地または
---------------------------------	--

	<p>職務が限定されていないこと。</p> <p>4. 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。</p> <p>5. 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。</p>
--	---

別表2（第8条関係）

様式番号	関係条文		種類
	条	項	
1	6		就業資格取得支援助成金交付申請書兼修了報告書
2	7		就業資格取得支援助成金交付決定通知書
3	8		就業資格取得支援助成金交付請求書

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。